

大台町建築物耐震改修促進計画

[第二次計画]

令和3年3月

大 台 町

<u>第1章 はじめに</u>	
1 計画策定の背景	1
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1 計画の目的等	2
(1) 計画の目的	2
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	2
2 想定される地震と被害の状況	7
(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性	7
(2) 想定される地震	7
(3) 想定される建物被害	8
3 建築物の耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	11
<u>第3章 計画の方針</u>	
1 計画の基本方針	12
2 基本的な取組方針	12
(1) 建物所有者の主体的な取組	12
(2) 県の支援	12
(3) 関係者との連携	12
3 計画の目標	13
(1) 住宅の耐震化の目標	13
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	17
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>	
1 住宅の耐震化	19
(1) 木造住宅の耐震化の支援	19
(2) 住宅の耐震化の促進	19
(3) 計画的な耐震化の推進	21
2 建築物の耐震化	21
(1) 建築物の耐震化の支援	21
(2) 建築物の耐震化の促進	21
3 まちの安全対策	22
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	22
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	23
4 その他建築物の地震に対する安全対策	24
<u>参考資料</u>	
1 大台町が実施している補助事業等	26

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度から「大台町耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「大台町建築物耐震改修促進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「大台町建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、町及び関係団体などそれぞれの主体がそれらに取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、大台町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

- ※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。
- ※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（ろ）に掲げるもの）。
- ③ その敷地が県又は町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）のうち（ろ）に掲げるもの）。

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）のうち（は）に掲げるもの）
- ② その敷地が県又は町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）のうち（は）に掲げるもの）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

(い) 用途		(ろ) 耐震診断努力義務対象	(は) 耐震診断義務付け対象	
(1) 多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 m ² 以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	※以外の学校	(ア) 特定既存耐震不適合建築物	階数3以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演劇場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿事務所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	(ウ) 要安全確認計画記載建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物		
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館(一般公共の用に供されるもの)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物		
(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

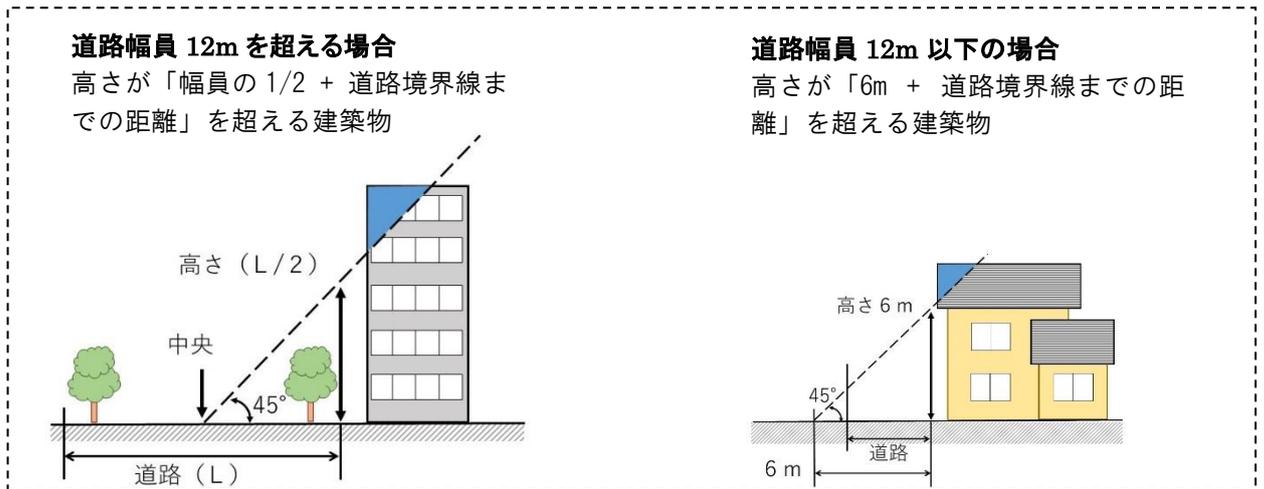
【表 2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類	数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
	第五号	マッチ	300マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	200トン	

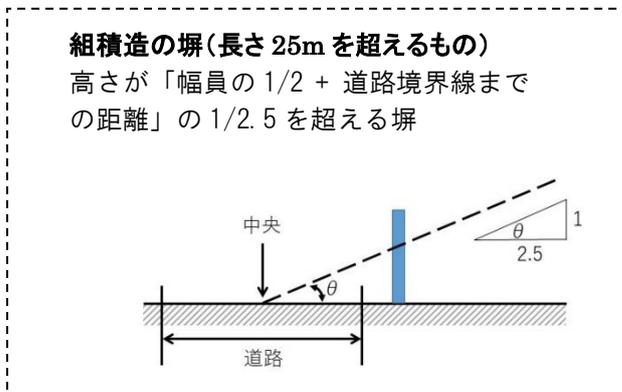
- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物
なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町鬻浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和2年1月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%～80%としており、大規模地震発生 of 緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震、及び県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で県内に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の巨大地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は本町においても取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震にあたる養老―桑名―四日市断層帯地震では、県全体で約120,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約96,000棟が全壊し、火災により約19,000棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約4,700棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-3】 過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	（北勢）	（中勢）	（伊賀）	（伊勢志摩）	（東紀州）	大台町
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800	約 200
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300	—
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100	—
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200	—
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40	—
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000	約 200

（単位：棟）

【表 2-4】 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	大台町
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10	—
津波							
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10	—

(単位：棟)

【表 2-5】 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	大台町
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—	約 300
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100	—
津波							
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40	—
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200	約 300

(単位：棟)

【表 2-6】 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	大台町
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10	—
津波							
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10	—

(単位：棟)

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

平成 30 年度の町内の住宅総数は 3,740 戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は 2,780 戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」といいます。）は 74.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は 960 戸（25.7%）と推計され、平成 25 年統計調査時点の 1,345 戸（35.1%）から 5 年間で 385 戸減少しています。

また、令和元年度時点を推計すると、住宅総数 3,743 戸のうち、耐震性のある住宅は 2,811 戸（75.1%）、耐震性がない住宅は 932 戸（24.9%）となります。

【表 2-7】大台町における住宅耐震化の状況

(単位：戸)

大台町内の住宅戸数		H25 年度	H30 年度	R01 年度
住宅総数		3,830	3,740	3,743
耐震性のある住宅戸数(①+②)		2,485	2,780	2,811
耐震化率		64.9%	74.3%	75.1%
昭和 56 年以降建築①		2,040	2,410	2,441
昭和 55 年以前建築の住宅総数		1,790	1,330	
耐震性 あり	木造住宅(※1)	376	320	321
	木造以外の住宅(※2)	69	50	49
	計②	445	370	370
耐震性 なし	木造住宅(※1)	1,323	936	908
	木造以外の住宅(※2)	22	24	24
	計	1,345 (35.1%)	960 (25.7%)	932 (24.9%)

この表の値は統計調査の結果から県において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 30 年度時点で 1,256 戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物

特定の建築物のうち、町内における多数の者が利用する建築物は、令和元年度末時点で21棟あり、そのうち新耐震基準で建築されたものは12棟、旧耐震基準で建築されたものは9棟となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、9棟が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物における耐震化率は、全体で100.0%となっています。

【表 2-8】大台町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況
(用途分類 A、B、C をあわせてたもの)

年度		建築物 総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
R1	町有建築物	12	4	8	0	12	100.0%
	県有建築物	5	4	1	0	5	100.0%
	民間建築物	4	4	0	0	4	100.0%
	合計	21	12	9	0	21	100.0%

(単位：棟)

※耐震性なし建築物には、耐震性に有無が未確認の建築物も含まれます

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定）における10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全壊棟数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までにおおむね解消としています。

その基本的な方針及び第一次計画における目標を踏まえ、本計画では、新たに耐震診断義務付け建築物に対する目標を加えて、令和7年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための情報提供や財政的な支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

① 住宅の耐震化の現状と課題

(前計画の目標に対する実績)

町では、5年前(平成28年度)に策定した「大台町建築物耐震促進計画」において、目標として、平成27年度時点の旧耐震基準の住宅数(1,735戸)のうち、耐震性のない住宅(1,297戸)の割合を、令和2年度に63%以下(1,090戸)に低下させると設定しました。

この町の目標に関しては、令和2年度末の耐震性のない住宅が904戸と推計され、平成27年度の1,735戸に対する割合は52.1%となり、目標値63%以下を達成することができました。

(耐震化率の進捗状況)

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)において、国は全国の住宅の耐震化率を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を設定していましたが、平成30年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は約87%でした。

一方、大台町における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成30年度推計値で74.3%(三重県:84.9%)に止まり、全国、大台町ともに、目標である令和2年までに耐震化率95%の達成は、不可能な状況となっています。

(耐震関係補助実績の推移)

町では、平成16年度以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度により耐震化を推進してきました。耐震診断の件数は、令和2年度までで188件となっています。一方、補強工事に係る補助件数は、5件となっています。

（耐震補強件数低迷の原因と課題）

「令和元年度 防災に関する三重県民意識調査」結果によると、耐震改修を行わない理由として、58.5%の県民が「補強工事費に多額の費用がかかるから」と回答しました。

この回答の背景として、旧耐震基準（昭和56年5月以前）の大半の住宅が、すでに概ね40年以上経過し、多くの高齢の所有者にとっての金銭的な負担の重さや工事中の使用制限や工事後の使い勝手上的な制約に加え、補助金の交付申請等の手続に対する負担感などが挙げられます。

また、補強工事補助制度が創設され、15年以上経過していることから、防災意識が高い所有者は、すでに工事を実施済である一方、補強工事を未実施の所有者の防災意識は、あまり高くない可能性があります。

これらのことから、耐震補強工事に要する費用の低廉化とともに、補強工事に対する一層の意識の向上を促すことが必要と考えます。

（耐震補強補助対象工法の拡大の課題）

耐震補強の補助対象工法については、平成24年度まで、耐震改修促進法に基づく告示（平成18年国土交通省告示第184号）に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性能について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

その後、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきていることから、平成25年度より、このような工法のうち、公的機関等により耐震性能について適正と評価された工法については補助対象として取り扱うこととしてきました。

しかしながら、その後5年以上が経過したものの、設計者や工事業者がこのような新しい工法を学ぶ機会が少ないなどの理由から、町内において新しい工法の採用と普及はあまり進んでいません。

② 住宅の耐震化の目標

（採用する目標）

前計画で設定した町の目標（平成27年時点の昭和55年以前の住宅数に対する耐震性のない住宅の割合＝「耐震化未実施率」）は、全国の目標値（「耐震化率」）とは比較できず、また、耐震化の進捗状況がわかりにくいことから、今後5年間の目標設定においては、改めて国の耐震化率を目標として採用するとともに、従前の町の目標については参考指標として算出することとします。

【表 3-1】 目標値の算定式

目標	耐震化率	(耐震性のある住宅数 =S55年以前の耐震性のある住宅数+S56年以降の住宅数) ／(住宅総数)
参考 指標	耐震化 未実施率	(耐震性のない住宅数) ／(H27時点のS55年以前の住宅数=1,735)

(目標値の設定)

前述のとおり、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率95%の目標を令和2年から令和7年に5年間スライドさせる見込です。

大台町においても、町内の耐震化率の推移を踏まえつつ、耐震化の推進に向け、積極的に取り組むことを前提としつつ、以下のとおり目標値を設定するものとします。

令和7年度の住宅総数(3,761戸)に対する耐震性のある住宅(3,001戸)の割合(耐震化率)は79.8%となり、5年スライドしても95%の目標値には遠く及びません。

95%の耐震化率を達成するためには、令和7年度に3,570戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和元年度の耐震性のある住宅数2,810戸との差分760戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。

その実現のためには、毎年94件の耐震補強が必要となり、これら全てが補助を受けないとしても、令和元年度の補強補助実績1件と比較すると約100倍の件数となるため、現実的ではありません。

そこで、県や関係団体とも密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し等、可能な限りの対応を講じることによって、耐震補強補助実績数5件を1件/年の補助を目指すことで、令和7年度に耐震化率80%を達成すべく、目標値として設定することとします。

【表 3-2】大台町における住宅耐震化の目標

大台町における住宅戸数		R2年度 前回計画 時の想定 数値	R2年度 現時点で の推定値	R7年度 年1戸の補強補 助が実現した場 合 【目標】
住宅総数		3,866	3,746	3,761
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		2,776	2,842	3,008
耐震化率 (目標)		72%	76%	80%
昭和56年以降建築①		2,269	2,472	2,627
耐震化未実施率 (参考指標) (平成25年度比) (③/1,735)		62.8%	52.1%	41.0%
昭和55年以前建築の住宅総数		1,597	1,274	1,134
耐震性 あり	木造住宅	455	322	329
	木造以外の住宅	52	48	45
	計②	507	370	374
耐震性 なし	木造住宅	1,074	880	738
	木造以外の住宅	16	24	22
	計③	1,090	904	760

(単位：戸)

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

令和元年度において全ての多数の者が利用する建築物について耐震化率100%となっているため、引き続き適切な維持管理に努めます。

【表 3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舍・下宿
			上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

【表 3-4】 町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

用途分類	重要度による分類		建築物総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率
A	I		1 棟	1 棟	100%
	II		11 棟	11 棟	100%
B	I		0 棟	0 棟	—
	II		0 棟	0 棟	—
C	I	賃貸住宅等	0 棟	0 棟	—
		上記以外	0 棟	0 棟	—
	II		0 棟	0 棟	—
計			12 棟	12 棟	100%

(単位：棟数)

③ 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類 A 及び B を対象とし、平成 30 年末時点において耐震化率 100% となっているため、引き続き適切な維持管理の徹底を促していきます。

【表 3-5】 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

用途分類	重要度による分類	平成 30 年度末時点		
		建築物総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率
A	I	2 棟	2 棟	100%
	II	0 棟	0 棟	—
B	I	1 棟	1 棟	100%
	II	0 棟	0 棟	—
計		3 棟	3 棟	100%

(単位：棟数)

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

① 旧耐震基準木造住宅に対する支援

町は、引き続き、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断、補強設計及び耐震補強工事の補助を行うとともに、「補強工事費に多額の費用がかかるから耐震改修を行わない」という県民意識調査の結果や、その背景から見えてきた課題を解決するため、県や関係団体と協力し、耐震補強工事の低廉化を進めるべく、より詳細に耐震診断を実施できるように耐震診断方法を見直すことや低コストの補強工法を積極的に採用するなどの取組を推進します。

② 補助金に係る代理受領制度導入の促進

補強設計や耐震補強工事の補助金は、通常、設計や工事が完了し、業者への支払い完了後に、町から申請者である住宅の所有者に支払われるため、一時的ではあるものの補助金分も含め所有者が業者に対して立て替え払いをする必要があります。このことが設計や工事へ進まない要因の一つになっていると考えられることから、町・県では補助金の申請者である所有者の委任により、設計や工事を行った業者が、所有者の代わりに直接補助金を請求し、受領することができる「代理受領制度」の導入を促進し、所有者の負担軽減を図る支援を計画しています。

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに広報等を活用し耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保

県では県民からの相談への体制として、県建築開発課・住宅政策課及び各建設事務所において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導しています。

② みえの住まいの人財バンクの活用

県では、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、「住まい改修アドバイザー研修」等様々な研修を開催し、住まい改修アドバイザーを養成し、「みえの住まいの人財バンク」への登録を行ってきました。

引き続き、「みえの住まいの人財バンク」を活用した専門家による相談体制の確保を図ります。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35912031377.htm>)

③ 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問への支援を行います。また、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を県や関係団体と連携し、実施できるように促進します。

④ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和56年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成12年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

一方で、耐震診断に係る日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成26年12月17日。「平成12年5月以前の木造住宅90%超の住宅が耐震性不足」等。）や、阪神・淡路大震災に係る旧建設省の調査結果（平成7年8月。被害は「木造建築物については、昭和56年以前のものが多い」等。）が報告されています。また、熊本地震での建築学会の調査結果では、昭和56年6月から平成12年5月までの木造住宅（以下、「新耐震基準木造住宅」といいます。）についても、被害数は昭和56年5月以前に比べ少ないものの、一定数被害が見られます。

そこで、町としては、新耐震基準木造住宅についても維持管理によっては、耐震性が低下する可能性があることを注意喚起し、所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、広く周知をしていきます。

(3) 計画的な耐震化の推進

町では、計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、環境整備等に取り組みます。

① 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会（以下「木耐協」といいます。）において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。

今後も、町民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、県と連携し事業者等に対する講習会等の継続を支援することで木造住宅耐震診断員の技術向上及び登録者数の増加につなげていきます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

県では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度を活かして、建築物の耐震化の支援を行います。

また、町においても県と連携し、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

町と県が連携し、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行います。

① 町及び県有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

町及び県有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の状況については、県と連携し公表を行うよう努めます。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定します。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和8年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けます。ただし、同条による報告期限が令和3年3月31日であったものを除くとともに、すでに報告期限を迎えたものについては、今後はその結果の公表を進めていきます。

また通行障害既存耐震不適格建築物のうち組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号に定めるもの）については、第1次緊急輸送道路には該当するものがないため、報告期限を定めません。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路一覧表

路線 番号	路 線 名	区 間		連 絡 路 線 (拠 点) 名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
高速自動車道（中日本高速道路(株)管理）					
	紀勢自動車道	紀北町紀伊長島区	多気町	一般国道422号	伊勢自動車道
一般国道（国土交通省管理）					
42	一般国道42号	松阪市小津町	紀宝町成川	一般国道23号	和歌山県境

(耐震診断指示対象路線の指定)

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

(その他の道路の沿道の耐震化)

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、地域の状況に応じて、第1次緊急輸送道路以外の第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路あるいはその他の道路を、町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき耐震診断義務化路線等に指定することが考えられます。

なお、町の耐震改修促進計画において、新たに路線を指定する場合にあっては、町は県と十分な調整を行います。

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

またその結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震補強設計、耐震改修の実施に必要な費用を負担します。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

町では、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が連携し、総合的かつ計画的な災害対策の推進を目的として大台町地域防災計画を策定し、町のホームページでの公表を行っています。

また県においては、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老—桑名—四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸

水予測図（平成 23 年度版）」と、国の中央防災会議が平成 24 年 8 月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成 25 年度版）」の 2 種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、県民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

（ア） 防災ガイドブックの作成

県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に県民のみなさんに備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ること、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容としています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などを掲載し、耐震化の促進を図るための普及啓発に取り組みます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

県では、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページに掲載するとともに、定期的にパトロールを実施することにより、ブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建物所有者等へ周知し、建築物からの落下物における防止対策の普及啓発を県と連携し行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る新たな基準が建築基準法で定められたことから、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家電製品や家具、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により町民のみなさんに普及や啓発を行います。

参考資料

1 実施している補助事業等

(1) 木造住宅の耐震化の支援

■ 待ったなし！耐震化プロジェクト

(令和3年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の2/3の額(上限額は18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:次の①と②を加算した額(最高100万円かつ工事費用まで) ① 工事費用の2/5の額(50万円が上限) ② 事費用の2/5の額(50万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

